◎新潟県告示第744号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する第105条の２第３項の規定による次の特定第２号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第２項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和８年９月20日から生ずるものとする。

令和８年９月15日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧村上市岩船港漁業協同組合の区域

２　区分

10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業

３　届出年月日

令和８年８月17日